



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

始めます！夏の交通安全運動

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が解除され、少しずつ外出する機会が増えています。自動車などを利用する機会が多くなることから、交通事故の増加が予想されます。

交通安全意識の高揚と、正しい交通ルールやマナーを実践し、夏休みを控えた「子どもの交通事故」防止と増加傾向にある「高齢者の交通事故」防止、夏場に多い「二輪車・自転車の交通事故」抑止を図りましょう。

期間

7月13日(月)～22日(火)

年間スローガン

ストップ・ザ・交通事故
～めざせ～

運動の重点

○飲酒運転の根絶

○スピードダウンと居眠り運転の防止

○全座席のシートベルトの着用

○自転車の安全利用

実施します！夏の暴力追放運動

道内の暴力団は、道民の暴力団排除運動などにより道内勢力も令和元年度末で約1450人と減少傾向にある一方で、組織の維持・拡大のための系列化と不透明化を図りながら、巧みに資金獲得活動を潜在化させています。

北海道では、学校の夏休み期間に合わせて「夏の暴力追放運動」を実施し、青少年を犯罪や非行から守り、暴力団の資金源を絶つため、関係機関が実施する取り締りや各種活動と連動した、暴力追放の道民運動を道内全域で強力に推進する「三不運動+1」を展開します。

期間

7月21日(火)～8月20日(木)

重点目標

○暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止

○少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化

◆三不運動+1

①暴力団を「利用しない」

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

②暴力団を「恐れない」
③暴力団に「金を出さない」
+1 暴力団と「交際しない」

飲酒運転の根絶を！

7月13日は「飲酒運転根絶の日」

平成27年12月1日に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定されました。

この条例は、道民一人ひとりが「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち社会全体で飲酒運転を根絶しようとするものであり、道民や事業者に対しても、それぞれの責務を果たすことを求めています。

みなで力を合わせて、一日も早く飲酒運転のない安全で安心な社会を作りましょう。



第6回 くりやま 景観フォトコン 作品展

応募された全作品を展示

【場所】カルチャープラザ「Eki」(2階) 町民ギャラリー

【日時】8月2日(日)～16日(日)
9:00～19:00

【問い合わせ】町建設課技術グループ
☎ 73-7513

警察署からのお知らせ

令和2年度第2回北海道警察官採用試験

◆採用予定人員

- ・男性A区分160人程度
- ・男性B区分155人程度
- ・女性A区分50人程度
- ・女性B区分55人程度

◆受付期間

7月1日(火)～8月21日(金)

◆試験日

- ・第一次 9月21日(例)
- ・第二次 10月下旬～11月中旬

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 0110
北海道警察ホームページ
www.police.pref.hokkaido.lg.jp



「プラスチック類」 ごみの適正分別に ご協力を

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

プラスチック類のごみは、町のプラスチックの資源袋(青色の指定袋)に入れて排出されます。

プラマークのごみ、容器包装類、発泡スチロールなどを入れてください。(詳しくは黄色い冊子「家庭ごみの『分け方・出し方』」のP5参照)

本町のプラスチック類のごみ(プラごみ)は「容器包装リサイクル法」の品質基準に基づき、15kg程度に分別・圧縮梱包したプラスチック(ベール)を、国指定の処理業者へ搬出しています。

搬出されたベールは品質検査のため、指定機関による年一回の抜き打ち検査が行われます。

この検査は厳格に行われ、混入することが絶対に認められないもの(禁制品)収集、分別時に危険が伴うもの、異物などの混入状況、プラごみの汚れ具合などの細かい品質検査が行われます。

異物混入や汚れ度合いのひどいごみなどの重量が総重量の15%以上ある場合は再検査となります。さ

らに、再検査で品質が改善されていない場合は、プラごみの搬出ができなくなる場合もあります。

町では、ベールの品質を上げるために容器包装以外のプラごみや汚れのひどいプラごみ、ペットボトル、紙類などを「手選別」で抜き出し、ベールを製造します。

これらの作業により昨年度はA判定(評価は高い順にA、B、D)を受けているので、品質改善のため、町民皆さんのさらなる適正分別のご協力をお願いします。

プラごみ袋には絶対入れないで！

使い捨てライター、電池、カセットコンロのガス缶、注射針、ガラスなどの禁制品は、1個でも混入があれば、品質検査はD判定となりますので、絶対に混入させないでください。

また、前述のとおり汚れたプラごみの混入も検査不合格の要因になりますので、一度洗って汚れを落とすしてから排出していただくようご協力をお願いします。

容器包装プラにならないプラ類 (青色の指定袋に入れてはいけないもの)



▲汚れのひどいプラ



▲ペットボトル (異物)



▲他素材の容器 (紙)

豆知識

容器包装リサイクル法とは、家庭より排出される一般廃棄物のうち、ごみ容積の約6割を占める容器や包装を商品化できるように、消費者は「分別排出」、市町村は「分別収集・選別保管」、事業者は「再商品化」することを義務付けた法律です。

平成9年からガラスびんと飲料用ペットボトルが、平成12年から紙、プラスチックが実施されました。また、商品が入っている容器や商品の包装のうち、プラスチック製のものを「プラスチック製容器包装(容リプラ)」と言います。

各市町村は収集した容リプラを国の排出基準により分別し、圧縮・梱包したうえで、指定の処理業者に搬出し、その品質により払出金が各市町村に交付される仕組みになっています。

